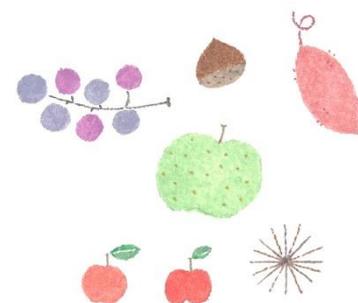


医療的ケアが必要なお子様の受入れについて

集団保育が可能である医療的ケアが必要なお子様について、公設公営の保育園では、以下のとおり受入れを行っていきます。

1 受入れ園

- (1) 江東橋保育園 所在地：緑4 - 35 - 9
- (2) 梅若保育園 所在地：墨田2 - 38 - 13



2 受入れ対象のクラス年齢

原則 2歳児クラス以上

※状況により、定員に空きが無い場合もあります

3 申込期間

4月入所（一次）申込みのみ受付

集団の中で安全に保育を実施するための必要な環境整備を行うため、4月入所（一次）のみ申込受付を行います。

4 申込要件

- (1) 保育の必要性の認定を受けること
 - (2) 病状や健康状態が安定し、医療的ケアが急性期の治療ではなく、生活支援の一部として確立していること
 - (3) 日常的に自宅で、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
 - (4) 上記受入れ園で集団保育が可能であると認めるとき
- ※(4)については、面接・保育施設見学、事前健康診断のうえ区が判断します。

5 保育時間

短時間保育（9：00～17：00）となります。

※土曜保育は利用できません。

※ケアの状況により、器材の確認等で準備時間が必要な場合は、8：30からの受入れも可能とします。

6 対応可能な医療的ケアの内容

経管栄養（経鼻・胃ろう）、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）、導尿・血糖値測定、インシュリン注射など

※原則、人工呼吸器の使用には対応できません。

7 必要書類

申込必要書類（「認可保育施設利用申込みのご案内」を参照）に加え、

- ①「申込児童に関する意見書」②「保育のめやす」③「医療的ケア指示書」（内定者のみ）の提出が別途必要になります。

※③の「医療的ケア指示書」については、内定者に区から書類を送付します。

8 公設公営保育園以外での受入れについて

公設公営保育園以外には、医療的ケアが必要な疾病、障害等により集団保育が困難なお子様を対象に、お子様の居宅において保育者による1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業等があります。詳しくは子ども施設課入園係にご相談ください。



【担当】子ども・子育て支援部子ども施設課
入園係 5608-6152

裏面あり



事前相談

- 1** 集団保育が可能で、認可保育施設に入所希望の場合は子ども施設課入園係に事前に相談をしてください。(5608-6152)
医療的ケアに関連した申込必要書類等の説明をします。(①「申込児童に関する意見書」②「保育のめやす」)

入園申込み ※4月入所(一次)のみ申込受付

- 2** 申込必要書類を準備し、申込締切日までに区へ提出してください。(必要書類①②含む)なお、電子申請・郵送の締切日は、窓口申込みより1週間程度早くありません。 ※郵送は消印有効

面接日調整 面接・保育施設見学(体験保育)

- 3** 申込後、面接・施設見学(体験保育)について区の担当者が連絡し、日程の調整をします。
園長、看護師、保育士等がお話を聞き、お子様の様子を観察します。

事前健康診断の受診

- 4** 保育園囑託医の健康診断を受けていただきます

集団保育実施の可否判断

- 5** 集団の中で安全に保育が実施できるか、面接や体験保育の様子、健康診断、主治医の意見書等をもとに、総合的に判断します。
※入園後、健康状態や医療的ケアの内容に変更が生じた場合は、保育の継続について改めて検討いたします。

入所選考・結果通知

- 6** 墨田区利用調整基準に従い入所の選考が行われます。
※お子様が身体障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳のコピーを提出することで、「調整指数条件番号10番」の4点が加算されます。
選考結果は2月上旬頃、文書で通知いたします。
(内定者には③「医療的ケア指示書」同封)

保育開始にむけた面接 医療的ケアに係る準備

- 7** 内定した場合は、主治医受診の上③「医療的ケア指示書」を提出いただきます。
保育開始に向けた面接と医療的ケア実施に係る細部の確認を行います。
必要時は、園関係者が受診に同行したり、ケアの手技等を主治医から指導いただけるよう調整ください。